

日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」活用誘客促進業務委託 公募型プロポーザル方式実施公告

日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」は山梨県・長野県諏訪地域をエリアとし、自然豊かな景観や地形などが現在においても縄文時代を彷彿とさせる。特に山梨県は、県立考古博物館が所蔵展示する中部高地独自のダイナミックで優美な縄文芸術など、訪れた人が縄文の魅力を存分に感じてもらうことができる魅力的な文化財を有しています。

「星降る中部高地の縄文世界」のうち、山梨県の縄文文化資源を核とし、さらに県内の他の日本遺産である「葡萄畑が織りなす風景」「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡」「日本ワイン140年史」の構成資産を付加した山梨県独自の観光コンテンツを企画・開発、プロモーションし、観光資源として活用することで、本県の縄文文化等の認知を端緒に、文化財の保護意識の涵養・次世代への継承につなげる必要があります。

今般、日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」のうち山梨県の縄文文化資源を活用した縄文体験アクティビティを造成、このプロモーション動画を制作することを目的に、公募型プロポーザル方式により本業務を適切かつ確実に遂行できる業務者を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和4年7月11日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の概要

(1) 業務名

日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」活用誘客促進業務

(2) 業務の目的

文化財的、美術的価値が高い本県縄文文化資源を活用した観光コンテンツを開発し、「やまなしプレミアムツアー推進事業」と連携しながら、質の高い体験アクティビティとして「縄文」を活用することで縄文文化の魅力を周知・拡大し、山梨といえば「縄文」と連想されるような環境を構築する。加えてこれにより、文化財保護意識の涵養・次世代への継承につなげる。

(3) 業務内容

別添「日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」活用誘客促進業務委託仕様書」による

(4) 契約期間

契約日から令和5年1月16日（月）まで

(5) 費用の上限額

8,150,000円（消費税、地方消費税（10%）を含む）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の調達における提案価格の上限額であり、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(6) 選定スケジュール

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 公告 | 令和4年7月11日（月） |
| ② 参加申込書受付期限 | 令和4年7月20日（水）午後5時まで |
| ③ 質問票受付期限 | 令和4年7月20日（水）午後5時まで |
| ④ 参加資格審査結果 | 令和4年7月28日（木）以降 |
| ⑤ 企画提案書提出期限 | 令和4年8月1日（月）午後5時まで |
| ⑥ プレゼンテーション | 令和4年8月4日（木） |

- ⑦ 結果通知 令和4年8月8日(月)
- ⑧ 契約の締結 令和4年8月上旬

2 企画提案募集要項等の交付

「山梨県文化振興・文化財課」ホームページから、ダウンロードすること

URL : <https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/index.html>

3 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の条件を全て満たす法人又は団体とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
- (3) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員ではないこと。
- (5) 過去5年以内に、国又は地方公共団体において、文化財を活用した旅行の販売、本業務と類似の業務を受託した実績を有する者であること。
- (6) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとし、提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 参加要件具備説明書類総括書(様式第3号)

ア) 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類(全ての県税に未納がない証明)

イ) 同種又は類似の業務の実績

- ④ 会社概要等整理表(様式第4号)
- ⑤ 実施体制表(様式第5号)

(2) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年7月20日(水)

(土曜日、日曜日及び休日^{※1}は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

【※1 山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)第一条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先 山梨県観光文化部文化振興・文化財課埋蔵文化財担当（住所等は13を参照）

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに山梨県観光文化部文化振興・文化財課に到達したものに限りです。

郵送で提出した場合は、電話により到達したことを確認してください。

（3）参加資格の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類総括書、会社概要等整理表、実施体制表に基づき審査します。

（4）結果通知

参加資格審査結果は、令和4年7月28日（木）以降に、全ての申請者に対し通知します。

（5）その他の留意事項

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 説明会

開催しません。

6 質問

この日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」活用誘客促進業務委託公募型プロポーザル方式実施公告及び仕様書に対し質問がある場合は、質問票（様式第6号）に記載の上、電子メールにて13に送信すること。なお、電話による質問は受け付けません。また、質問を送信した場合には、電話でメールの受信確認を行うこと。

（1）受付期間 令和4年7月20日（水）午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日^{*1}は除く。提出時間は午前9時から午後5時までとする。）

（2）受付場所 13を参照

（3）回答方法 質問に対する回答は、令和4年7月22日（金）までに山梨県観光文化部文化振興・文化財課ホームページで公表します。なお、プロポーザルの参加資格に関する質問は、各質問者に対して個別に回答します。

7 企画提案書・見積書の作成・提出

企画提案書類は参加者につき1件のみとし、次に掲げる事項に留意の上、企画提案書を提出するものとします。提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、プレゼンテーションに参加することはできません。

（1）提出書類

①企画提案書（様式第7号）

②見積書（様式は任意 ※様式第8号を参照してください。）

ア）積算根拠は項目ごとにできるだけ詳細に記載すること。

イ）経費の合計額は1（5）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

（2）内容

【基本的な記載事項】

① 縄文アクティビティ造成及びPR動画企画全体設計（様式第7-1号）

- ② 縄文アクティビティ内容（様式第7-2号）
- ③ 縄文アクティビティPR動画内容（様式第7-3号）
- ④ 縄文アクティビティの商品化促進方法（様式第7-4号）
- ⑤ スケジュール（任意）
- ⑥ その他

※②縄文アクティビティ内容の企画提案については、具体例4例以上を例示すること。

（3）提出部数及び方法

- ① 提出部数 8部（正本1部・副本7部）
- ② 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに文化振興・文化財課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で13の担当者に確認してください。

（4）提出期限

提出期限 令和4年8月1日（月）提出時間は午前9時から午後5時まで

（5）提出先

13を参照

8 審査及び結果通知

（1）審査

- ① 企画提案書の審査は、令和4年度日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」活用誘客促進業務委託企画提案審査委員会が行います。
- ② 審査基準（別紙1）に基づいて選定します。
- ③ 提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を最優秀提案者とします。
- ④ 最高得点の者が同点の場合、経費の見積等を総合的に判断し、最優秀提案者を決定します。

（2）審査方法

- ① 審査では、プレゼンテーション・ヒアリングを行います。
（9 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリングを参照のこと）
- ② 審査結果は、企画提案書の提案者全員に文書にて通知します。
- ③ その他
 - ・ 総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者としなないことがあります。

（3）非特定理由に関する事項

最優秀提案者とされなかった者は、8(2)②の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く）以内に、書面（様式自由）により理由について説明を求めることができます。

9 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施します。

（1）日時

令和4年8月4日（木）を予定しているが、詳細は別途連絡します。

(2) 場所

山梨県庁内(詳細は別途連絡する。)

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

30分程度(提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室時間を含む)

提案書説明については、15分が経過した場合は、直ちに終了とします。出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(4) その他

- ① 企画提案の説明及び質疑応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は3名以内とします。
- ② 会場には県側でプロジェクタ及びスクリーンを用意します。
- ③ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または、遅刻した場合は、選定から除外します。
- ④ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしません。
- ⑤ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ⑥ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑦ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときの企画提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案審査委員会の委員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - ・本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 2件以上の企画提案をしたとき。

11 契約

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結します。ただし、最優秀提案者と協議が整わず、契約の見込みがないとき、または契約締結までの間に企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議を行います。

12 その他

- (1) 企画提案において使用する言語は日本語とすること。
- (2) 契約保証金は免除します。

- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (4) 配置予定担当者の変更は業務完了まで病休・死亡・退職等の県が認める理由の他は認めません。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- (6) 特定された企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合があります。
- (7) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがあります。

1 3 担当課・問い合わせ先

山梨県観光文化部 文化振興・文化財課 埋蔵文化財担当

郵便番号：〒400-8501

住 所：山梨県甲府市丸の内一丁目 6-1 (山梨県庁防災新館 3 階)

電 話：055-223-1791

F A X：055-223-1793

E-mail：bunka@pref.yamanashi.lg.jp